

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	片 山	一 歩
同	明 石	直 樹

令和 3 年度監査委員監査結果報告の提出について

(大阪市高速電気軌道株式会社)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

財政援助団体等である大阪市高速電気軌道株式会社に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象団体

大阪市高速電気軌道株式会社

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

都市交通局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。	—
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びPC等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	指摘事項1
(2) 現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的及び本市が策定した「地下鉄事業株式会社化（民営化）プラン」に合致した業務となっているか、又各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているのか。	—
(3) 補助金の申請及び使用実態が適切でないリスク	ア 補助金交付申請書の申請金額と実績報告書の金額、金融機関の支払記録は一致しているか。	—
	イ 事業内容は、事業計画や補助金交付条件に準拠したものとなっているか。	—
	ウ 実績報告書と補助対象事業の実施状況とは整合しているか。	—
(4) 財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項2
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また会計経理（本市からの分担金及び交付金に関するものを含む。）は適切か。	—
(5) 過去の監査指摘に対応していないリスク	ア 平成29年度に実施した交通局総務部及び交通局所管出資団体における監査指摘について、措置内容が本市から適切に継承されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 物品の管理について改善を求めたもの

物品の管理については、資産の保全のために統一された方法で定期的な現物確認が行われる必要がある。

本法人では、取得価額 20 万円未満の物品につき、部署ごとに管理台帳を作成して現物管理を行っている。

しかし、今回の監査において本法人の物品の管理状況を確認したところ、現物確認の方法に関する規程等を定めておらず、現物確認が行われていない部署があった。

これは、金額的にも重要な物品ではなく、貸借対照表に計上されない資産であることから、規程等を定める必要性を本法人が認識していなかったことが原因である。

現状では、管理台帳の網羅性・正確性が担保できないリスク及び継続的に当該物品を管理する上で、本法人が意図する管理方法が職員全員で共有できない状況になってしまうリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1]

本法人は、物品の管理対象及び管理方法を規程等で明確にされたい。

2 経理に関する規則等の整備について改善を求めたもの

社内規程は、関係する法令等の改正や組織改編等に応じて常に見直し、最適なルールとなるよう整備することが必要である。

本法人では、経理に関する業務の運営及びその取扱いを定めた経理規則を制定している。

しかし、今回の監査において本法人の経理規則の整備状況について確認したところ、令和2年度に予算管理業務を経理部から経営・事業管理部に移管したことにより、経理規則の一部を改定する必要が生じたにもかかわらず改定されていないため、規則と実務との間に乖離^{かいり}が生じている。また、経理規則第47条に基づき制定された予算管理細則においても、同様の業務移管により、細則の一部を改定する必要が生じたにもかかわらず改定されていないため、細則と実務との間に乖離^{かいり}が生じている。

これは、本法人が組織変更や業務移管に伴う、関連規則等の見直しを失念していたことが原因である。

現状では、規則等に基づいた業務となっておらず、適切な財務・会計行為がなされないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項2]

本法人は、現在の業務内容と整合するよう、経理規則及び関係する細則を改定されたい。また、組織変更や業務移管が生じた際に、関連する規程の改廃の必要性を適時に検討できる体制を講じられたい。

第7 その他

なし